

社団法人 鳥取青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条

この法人は、社団法人鳥取青年会議所（以下「会議所」という。）という。

(事 務 所)

第2条

本会議所は、事務所を鳥取市本町三丁目102番地に置く。

(目 的)

第3条

本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、明るい豊かな社会の実現に向かって、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究し、関係諸団体と協力して地域社会の正しい発展を図ること。
- (2) 自己修練をとおして指導力を養い、広く社会に貢献するとともに、会員相互の連携を図ること。
- (3) 日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、日本及び世界の青年と提携し国際的理解及び親善を助長し世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条

本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化等に関する調査研究及びその改善発展に関する事業
- (2) 社会奉仕及び青少年問題に関する事業
- (3) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内外の青年会議所その他の団体との提携に関する事業
- (4) 会員の修練及び相互の親睦に資する行事の開催
- (5) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(事 業 年 度)

第6条

本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(種 類)

第7条

会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって民法（明治29年法律第89号）上の社員とする。

- (1) 正会員 鳥取市、岩美郡及び八頭郡に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で本会議所の目的に賛同して入会したものの。ただし、事業年度中に40歳に達した場合、その年度内は、正会員としての資格を有する。
- (2) 特別会員 正会員であった者で、40歳以上となったもののうち、理事会において入会を承認されたもの。
- (3) 名誉会員 本会議所に功労があった者で、理事会において推薦されたもの。
- (4) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において入会を承認されたもの。

(会費及び入会金)

第8条

本会議所の会費は、年会費と臨時会費とし、別に定めるところにより、年会費は正会員及び賛助会員が、臨時会費は正会員が納入しなければならない。

2 正会員及び特別会員になろうとする者は、別に定める入会金を納入しなければならない。

(入 会)

第9条

入会を希望する者は、別に定めるところにより、所定の書類を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第10条

本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 解 散
- (2) 退 会
- (3) 死 亡
- (4) 破産の宣告又は後見開始若しくは補佐開始の審判
- (5) 除 名

(退 会)

第11条

本会議所を退会しようとする会員は、その事業年度の未納の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第12条

本会議所の会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を傷つけ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 本会議所の定款又は規則に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上納入しないとき。
- (4) 事業への参加を著しく怠ったとき。

2 前項の規程により会員を除名しようとする時は、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条

既納の入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役 員

(種 類)

第14条

本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1 名
- (2) 直前理事長 1 名
- (3) 副 理 事 長 2名以上4名以内
- (4) 専 務 理 事 1 名
- (5) 理 事 20名以上25名以内 (理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (6) 監 事 2名以上3名以内

(選 任)

第15条

役員 (直前理事長を除く。) は、総会において別に定める方法により正会員のうちから選任する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 16 条

理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

2 直前理事長は、理事長を補佐する。

3 副理事長は、理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたとき、又はこの法人の利益と理事長の利益とが相反するときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を処理し、かつ、事務局を管理する。

5 理事は、理事会を構成し、所務の執行を決定するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、所務を分掌する。

6 監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条の職務を行う。

(任 期)

第 17 条

役員任期は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 18 条

役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとする時は、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬 等)

第 19 条

役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。

3 役員報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、総会が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条

本会議所の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は定時総会及び臨時総会、理事会は定例理事会及び臨時理事会とする。

(構 成)

第 21 条

総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 22 条

総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定及び変更

(2) 事業報告の承認

(3) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止

イ 本会議所の運営に関する規程

ロ 本会議所の会員の資格に関する規程

ハ 本会議所の役員選任に関する規程

ニ 本会議所の会計に関する規程

ホ 本会議所の情報公開に関する規程

へ 本会議所の個人情報保護に関する規程

(4) 理事会において、総会に付議すべきことを議決した事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

(開催)

第23条

定時総会は、毎年1月、8月及び11月に開催する。

2 臨時総会は、理事長若しくは理事会が必要と認めたとき、又は正会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき、又は第16条第6項の規程により、監事から招集の請求があったとき、若しくは監事が召集したときに開催する。

3 定例理事会は、毎月1回開催する。ただし、11月及び12月においてはこの限りでない。

4 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったときに開催する。

(招集)

第24条

会議は、第16条第6項の規程により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 会議を招集するときは、会議の構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条

総会の議長は、その総会に出席した正会員の互選により定める。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条

会議は、総会においては正会員の総数、理事会においては理事の現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条

総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(表決委任)

第28条

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任する事ができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その構成員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成の総数又は現在数

(3) 会議に出席した正会員の数又は理事の指名 (書面表決及び表決委任者にあつてはその旨。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及び発言者の発言の要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選出された2名以上の議事録署名人が署名しなければならない。

第5章 例 会

(開催等)

第30条

本会議所は、会員相互の研究、意見発表等のため、毎月1回以上例会を開催する。ただし、12月においてはこの限りでない。

2 例会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

第6章 委 員 会

(設置等)

第31条

本会議所の事業を円滑に実施するため、総会の議決により委員会を置くことができる。

2 委員会に、委員長1名、副委員長2名以内及び委員若干名を置く。

3 委員長は理事のうちから、副委員長及び委員は正会員のうちから、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

5 特に必要があると認められるときは、理事会の議決により委員会を設置できる。この場合においては、次の総会において、その議決事項及び議事の経過を報告しなければならない。

第7章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第32条

本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条

資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会が別に定める。

(経費の支弁)

第34条

本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第35条

本会議所の事業計画及び収支予算は、年度開始前に総会の議決により定める。ただし、事業年度途中で総会の議決により変更することを妨げない。

(暫定予算)

第36条

前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により事業年度開始前にその事業年度の収支予算が成立しない場合において、理事会が必要と認めたときは、理事長は、当該収支予算が成立するまでの間に限り、前事業年度の収支予算の範囲内で収入及び支出をすることができる。

2 前項の規程による収入及び支出は、その事業年度の収支予算が成立した時は、これに基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第 37 条

理事長は、この法人の事業上告及び決算について、毎事業年度終了後 1 カ月以内に、監事の監査を受けた上で、総会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第 38 条

本会議所の借入金（その事業年度の収入をもって償還する借入金を除く。）については、総会の決定に基づき、鳥取県知事の承認を受けなければ借り入れることができない。

2 前項の決定は、正会員の総数の 3分の2以上の議決により行う。

第 8 章 基 金

(基金の設置)

第 39 条

本会議所は、恒久的に運営を図るために、財政的基礎を確立することを目的として、基金を設ける。

(基金の構成)

第 40 条

前条の基金は、次の資金をもってこれに充てる。

- (1) 総会が基金への繰入を決定した財産
- (2) 基金とすることを指定して寄付された財産

(基金の運用管理)

第 41 条

第 39 条の基金の運用管理は、総会が別に定める。

第 9 章 事 務 局

(設 置 等)

第 42 条

本会議所の事務を処理するため、本会議所に事務局を置き、事務局に職員を置く。

2 職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

(書類の備付)

第 43 条

理事長は、以下の書類を本会議所事務局に備えておかなければならない。

- (1) 定款及び諸規定
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿及び略歴を記載した書類
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事録
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類

2 理事長は前項の書類の閲覧を求められた時は、これを拒んではならない。但し、個人に関する情報は一般の閲覧の対象外とする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条

この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、鳥取県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 45 条

本会議所は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、鳥取県知事の許可を得て本会議所と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

4 前項の決議は正会員の総数の 4 分の 3 以上の議決にて行う。

(精算人)

第 46 条

本会議所の解散に際しては、精算人を総会において選任する。

2 精算人は、すみやかに清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 47 条

この定款に定めるものの他、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この定款の変更は、平成 19 年 12 月 20 日より施行する。